



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることとは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

## 行政判例

○收用審査會裁決取消の訴、昭三第一八二號昭七、一〇、二〇宣告

○賃借權收用の場合に於て賃借人が賃貸人に對し爲せる借地料の前拂に對する補償の要否

○一般交通の用に供せざる軌道に對する軌道法の不適用

〔事實〕 國有鐵道高崎線新町驛擴張工事の爲、之が敷地として

必要なる上武砂利株式會社賃借群馬縣多野郡新町字本屋敷二、一二九番ノ一畑外二筆並に同地上に在る賃借人所有物件（砂利運搬軌道）に付、東京鐵道局長に於て土地收用法第二十二條に依り、賃借人上武砂利株式會社に對し協議を爲したるも不調に歸したるに付、右土地賃借權の收用及同地上に存在する賃借人所有軌道の移轉に關し、群馬縣收用審査會の裁決を申請、之に對し審査會の爲したる裁決を賃借人に於て不服とし行政裁判所に出訴したるも。

### 〔判旨〕

○原告は本件裁決に於て原告が賃貸人に支拂ひたる借地料の前拂金を補償せざるは違法なりと謂ふも、該借地料中收用期日後の分に相當するものは、原告に於て之が返還を受くることを得ざる特別の事由ありと認むるを得ざるを以て、之を本件收用に因り原告の受くべき損失と認むることを得ず、從て右主張は理由なし。

○原告は本件軌道は、土地收用法上の地上物件に該當せざるが故に、同法を適用すべきものに非ずして軌道法に依り之を買収すべきものなりと謂ふも、本件軌道が一般交通の用に供せざる軌道なることは當事者間争なき所にして、斯くの如き軌道に付ては軌道法の適用なきこと同法第一條第一項の規定に徴し明瞭な

るを以て右主張は理由なし。

## 質 疑 應 答

問 大正九年十二月二十四日附乙第三四號山形縣知事宛土

木局長回答に依れば、行政區劃に沿ひたる既存道路を擴張する爲、半側が他の行政區劃に亘る場合に於ては、他の行政廳をして新に路線の認定を爲さしむべきものなりとの趣旨なるも、斯くては一個の道路に付二線存在することゝなり甚だ不合理と解せらる。右は道路法第十五條の精神に則り地元市町村長の意見を聞き區域の變更を爲すを以て妥當なりと思考せらるゝも如何。(埼玉縣土木課石山榮之進)

答 行政區劃の境界上を通ずる道路に付、兩行政廳に於て路線を認定せる場合に於ては、其の道路の甲行政區劃内に於ける部分は甲行政廳に於て認定せる路線の道路區域として、甲行政廳に於て之を決定するものであり、乙行政區劃内に於ける部分(本問設例の場合に於ては擴張部分)は同様乙行政廳に於て認定せる路線の道路區域として、乙行政廳に於て之を決定するものであつて、唯二路線に屬する道路が隣合せに接着せるに過ぎざるもので、此の

間別に不合理は存しない。尚法第十五條は市町村が其の區域外に於て、公衆の交通を招來すべき公園、墓地、鐵道停車場等に達する道路を必要とする場合、之が路線を認定するを得しむることを本旨とするもので、甲行政廳に於て認定したる路線の道路區域を管轄區域外たる乙行政區域に亘り決定するを得ることを定めたものではないのである。(藤村藤治)

問 道路法第四十五條に依れば「道路ニ關スル工事ノ爲必  
要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ  
材料置物トシテ使用スルコトヲ得」とあり、事業準備の爲  
測量を爲す等に付ても本條に依り立入りを爲すことを得る  
や。尚立入を爲す場合に於ては、同條第二項に依り豫め土  
地の占有者に通知を要する次第なる處、一日前或は二日前  
にても差支なきや。(研究生)

答 本條の立入は「道路ニ關スル工事ノ爲」と場合を制限せるを以て、事業準備の爲測量を爲す等の場合に付ては、土地收用法第九條以下の規定に依るべきもので、本條の範圍には屬しないのである。尙同條に依る立入を爲す場合の通知は、道路法施行令第十八條の規定に依り、三日前に場所及日時を指定して之を爲すべきものである。(藤村藤治)